

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱

第1 目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

第3 職員の配置

センターには、生活支援を専門に担当する職員（以下「生活支援担当職員」という。）を置くものとする。

生活支援担当職員は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障害福祉についても熟知しているものであること。

第4 対象者

本事業の対象となる者は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者とする。（以下、「支援対象障害者」という。）

第5 事業の内容

生活支援担当職員は、支援対象障害者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障害者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行うものとする。

第6 事業の実施方法

1 都道府県は、事業を適正に実施することができる社会福祉法人等を指定する。

なお、都道府県は、都道府県知事が指定した、又は指定する予定の社会福祉法人等に対して事業を委託するものとする。

2 センターに生活支援担当職員を配置する。

- 3 基礎訓練（職業準備訓練の前段階として、支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）を実施する場として、併設施設及び提携施設を確保する。

なお、センターが、基礎訓練を実施するために利用できる下記(1)～(7)の施設であって、センターの運営主体が自ら運営するものを「併設施設」といい、また、センターと連携して基礎訓練の場を提供する施設として位置付けられるものを「提携施設」という。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉工場
- (4) 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場
- (5) 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場
- (6) 障害者能力開発施設
- (7) その他事業が適切に実施されると認められる施設

第7 関係機関との連携

事業の委託を受けた社会福祉法人等は、事業の実施について、市町村、公共職業安定所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校及び小中学校等、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、関係施設及び民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉相談員等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

また、地域自立支援協議会（就労部会等）及び公共職業安定所の実施する地域障害者就労支援事業（チーム支援）等において有機的な連携体制を構築し、切れ目のない一貫した支援を目指し、具体的な連携を強化すること。

第8 留意事項

- 1 都道府県は、本事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- 2 生活支援担当職員が、その業務を行うに当たっては、障害者本人の人格を十分尊重するとともに、当該障害者の身上及び家庭に関する情報については、支援業務以外に用いてはならない。
- 3 生活支援担当職員は、その他必要な地域生活の支援について、関係機関等との連絡調整を行う。
- 4 障害保健福祉圏域等のセンターが対象とする地域内の就労移行支援事業者等との役割整理・分担と密接な連携を図るとともに、就職後一定期間経過した者にかかるフォローアップについて、生活面の支援の必要性・継続性等にも配慮すること。
- 5 特別支援学校等から直接就職した者についても、特別支援学校等との連携により把握したうえで、必要に応じて支援の対象とすることを検討すること。

第9 費用の支弁

センターに要する費用は、都道府県が支弁するものとする。

第10 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。